引当基準については、金融整理管財人から「今後の弁済見込み（民事再生計画に基づく中間弁済及び最終弁済）については、未定」との連絡を受けたことから、貸付金元本残額の全額(引当率100%）としている。

⑵　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

4．責任準備金の計上

預金保険法（昭和46年法律第34号）第41条により、一般勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。また、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第15条において、毎事業年度累積して積み立てなければならない責任準備金の額は、当該事業年度における収益の額から費用（責任準備金繰入を除く。)及び繰越欠損金の合計額を控除した金額に相当する金額とされている。

5．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑶　その他

預金保険法附則第７条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成23年度分納付金納付申告書の提出を平成24年５月29日に受けた。整理回収機構では、平成23事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、協定銀行納付金収入30,253百万円（うち国庫納付金見込額は、22,778百万円）の見込みである。

危機対応勘定

貸　借　対　照　表

（平成24年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**256**	**（流動負債）**	**455,310**
現金・預金	6	短期借入金	455,200
有価証券	249	未払金	0
仮払金	0	未払費用	109
未収収益	0	**（固定負債）**	
未収金	0	退職給与引当金	0
（固定資産）	**711,696**	**（負債合計）**	**455,310**
取得株式等	711,696	**（剰余金）**	
有形固定資産		利益剰余金	256,642
工具・器具・備品	0	積立金	246,480
		当期未処分利益	10,161
		（純資産合計）	**256,642**
資産合計	**711,952**	**負債・純資産合計**	**711,952**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成23年４月１日　至平成24年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**1,415**	**（経常収益）**	**11,577**
一般管理費	15	取得株式等事業収入	
事業外費用	1,400	取得株式等配当金	11,340
借入金利息	115	事業外収益	237
機構債利息	1,280		
機構債事務費	4		
（当期利益金）	**10,161**		
合計	**11,577**	**合計**	**11,577**

㈱１．当期利益金10,161百万円は、預金保険法施行規則（昭和46年大蔵省令第28号）第３条の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

機構債利払いに係る金利スワップ取引（固定金利受・変動金利払）は特例処理の要件を満たしているため、金利スワップ取引の受払の純額を機構債に係る利息に加減して処理している。これにより機構債の金利負担は、3,267百万円の減少（前年度は、5,772百万円の減少）となる。